

## 予 算 決 算 委 員 会 会 議 録

### 招 集

令和3年2月3日（水）本会議休憩中 議場

### 出席委員（25名）

（委員長）田 村 謙 介	（副委員長）西 川 章 三		
安 達 卓 是	石 橋 佳 枝	伊 藤 ひろえ	稲 田 清
今 城 雅 子	岩 崎 康 朗	遠 藤 通	岡 田 啓 介
岡 村 英 治	奥 岩 浩 基	尾 沢 三 夫	門 脇 一 男
国 頭 靖	土 光 均	戸 田 隆 次	中 田 利 幸
前 原 茂	又 野 史 朗	三 嶋 秀 文	矢 倉 強
安 田 篤	矢 田 貝 香 織	渡 辺 穰 爾	

### 欠席委員（0名）

### 説明のため出席した者

伊澤副市長

【総務部】辻部長

[財政課] 下関次長兼課長 大塚総括主計員

【福祉保健部】景山部長

【こども未来局長】湯澤局長

【経済部】杉村部長

【文化観光局】岡局長

【農林水産振興局長】中久喜局長

【都市整備部長】隠樹部長

### 出席した事務局職員

松下局長 土井次長 瀬尻局長補佐 先灘調整官 佐藤議事調査担当係長

安東議事調査担当主任

### 傍聴者

報道機関 3社 一般 4人

### 審査事件

議案第1号 専決処分について（令和2年度米子市一般会計補正予算（補正第12回）

[原案承認]

議案第2号 専決処分について（令和2年度米子市一般会計補正予算（補正第13回）

[原案承認]

議案第3号 令和2年度米子市一般会計補正予算（補正第14回） [原案可決]

~~~~~

### 午前10時15分 開会

○田村委員長 ただいまから予算決算委員会を開会いたします。

先ほどの本会議において、当委員会に付託されました議案第1号から議案第3号までの3件について、総括質問を行っていただきます。

委員は質問席において、当局は自席にて、起立の上、発言をお願いいたします。

初めに、よなご・未来、土光委員。

〔土光委員質問席へ〕

**○土光委員** 土光均です。予算総括質問で、質問をしていきます。

まず最初に、議案第1号、令和2年度米子市一般会計補正予算、補正第12回、これは専決処分されています。これについてお伺いします。

最初に、これを専決処分にした理由、そして法令上の根拠、先ほど市長が述べられましたけど、改めてお伺いします。

**○田村委員長** 岡文化観光局長。

**○岡文化観光局長** 米子に泊まろう！宿泊応援キャンペーンの第2弾につきまして、専決処分にした理由と法令上の根拠についてでございます。これはG o T oトラベルキャンペーンが急遽停止となったことによりまして、宿泊施設のキャンセルが相次いで発生いたしました。宿泊業は多くの産業と密接に関連しており、宿泊業の停滞は、本市経済に広く影響を及ぼす可能性があることから、専決処分により緊急で支援策を実施したものでございます。

法令上の根拠でございますが、本件への対応が急を要し、直ちに対応しなければ時機を逸することになると判断したため、地方自治法第179条第1項に規定する長において議会の議決すべき事件において、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、に該当するものとして専決処分を行ったものでございます。

**○田村委員長** 土光委員。

**○土光委員** この事業が、ある意味で緊急性を要する内容だというのは、ある程度理解ができます。これを専決処分にした。つまり、通常の議会で議決を経ずに執行できるということの専決処分をした理由として、先ほど179条の第1項、具体的には、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかである。この事業、処分は今年の12月22日にされています。この事業に関して、なぜ議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったのか説明を求めます。

**○田村委員長** 岡文化観光局長。

**○岡文化観光局長** まず、G o T oトラベルキャンペーンが停止となるという一報が入ったのが12月14日ございまして、以後、事業者等、関係者との調整、それから制度設計といったようなことを検討するのに、およそ1週間程度要したということでございます。

**○田村委員長** 土光委員。

**○土光委員** 私が聞いているのは、この179条第1項の議会を招集する時間的余裕がない。これが明らかであった。これについて、なぜそうだったのかの説明を求めています。

**○田村委員長** 岡文化観光局長。

**○岡文化観光局長** これは年末に向けまして、G o T oトラベルキャンペーンが急遽停止となるということが確定いたしまして、その時期に合わせて必ず実施していかないといけないということで、先ほど申し上げましたように、関係者との調整、あるいは制度設計をしたものでございまして、議会招集に関して日程調整等を図った結果、それがかなわないということで専決処分に至ったということでございます。

○**田村委員長** 土光委員。

○**土光委員** 議会招集に関して、日程調整を図った結果、できなかった。これはどんな調整を図ったんですか。

○**田村委員長** 伊澤副市長。

○**伊澤副市長** 私のほうからお答えします。今、局長のほうからも御答弁を申し上げましたが、この事業は御案内のとおり、G o T o トラベルキャンペーンが急遽停止されるということから端を発して対策として考え始めたということでもあります。問題は、年末年始のある意味、宿泊施設にとっては一番書き入れどきになるわけでありまして、ここに対する対策をいかに迅速に打ち出していくかということが大きな要点だったと思っております。そのためにももちろん、予算の成立をその事業の実施までぎりぎりまでに予算を認めていただければいいという考え方もなくはなかったんですけども、いわゆるお泊りいただく利用者の方にG o T o トラベルキャンペーンがそういった後対策がしっかりあるんだということを周知するという期間も必要だろうということで、できるだけ早く事業の実施を確定させたかったと、これは旅館側の受入れ態勢の問題もあります。というようなことも様々勘案いたしまして、準備ができ次第、事業実施、実質的な事業の実施に踏み切りたいという判断を行ったところであります。

このために、そういったような状況にあるということも少しずつ議会の皆様方にもお知らせしつつ、専決処分という方法を取らせていただいたということでもあります。具体的に、議会の開催について、具体的な日時等を特定して調整したという事実はないわけですが、今申し上げましたとおり、早急な事業実施の確定が必要だったということから、専決処分という方法を選択させていただいたことについて、御理解をいただきたいと思えます。以上です。

○**田村委員長** 土光委員。

○**土光委員** 議会の招集に関して、具体的に調整を図った事実はないというふうに今言われました。これは明らかに179条の第1項、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかである。ないときではない、ないことが明らかにあるとき、というふうには専決処分がされるとありますけど、調整も図らないで明らかだというのは、これは私は言えないと思うので、少し逸脱をしているのではないかと思います。それからもう一つ、専決処分をできるだけ早く事業を確定して実施したいというのは、それは事業の性格上、それは私も分かります。専決処分をされたのが12月の22日、これ、前日まで議会は開かれていますよね。12月21日が議会の最終日です。これは招集しなくても議会が招集をされている21日までは招集されているんですよね。だから、そもそも改めて招集する必要もないというふうに思うのですが、だから議会中で、追加議案で出すとか、どうしても間に合わないんだったら、会期を延長するとか、それはできることではないかと、私は当時も思いました。そういった意味で再度言いますが、この179条第1項、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、専決処分ができるとありますけど、これを私は逸脱しているのではないかと思いますがいかがですか。

○**田村委員長** 伊澤副市長。

○**伊澤副市長** 議員のお考えはよく分かりましたが、先ほど申し上げたとおりであります。我々も当然、会期内における追加提案ということも検討したわけでもありますけども、その

準備が整わなかったということはぜひ御理解いただきたいと思います。今年度、コロナウイルスで、今回お諮りしている14回目の補正予算というようなことも含めてですね。できるだけ機動的な対応に努めてきたところでありまして、適時・的確な対応に、本当に職員は寝る時間を惜しんでとまでは言いませんけども、一生懸命やらせていただいているところでもあります。その中で、ぎりぎり準備が整ったのがこの専決処分の日であったということ、そして、速やかに予算を確定し事業実施をしなければならないという状況にあったということはぜひ御理解いただきたいと思います。それをもってなお、その法の趣旨に反するというふうに御判断されるかどうかというのは、議会のほうで御判断されることだと思います。

**○田村委員長** 土光委員。

**○土光委員** 12月22日に専決処分をされたというのは、この時点ではこの事業に関して一通りのことが整った。だから処分できたわけですね。先ほど副市長は追加議案を出す準備ができなかったとか言っていますけど、少なくとも22日の時点で確定できる事業だったら当然、議会に対して説明できるはずだし、資料も準備できるのではないかと思います。たとえ21日に間に合わないとすれば、会期の延長はできたはずだと私は思っています。そういった意味で、やはり再度言いますが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるということには私は今回の専決処分の理由としては、これに当てはまらないというふうに思います。再度見解を求めます。

**○田村委員長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** 重ねての質問ですので、重ねての答弁になりますが、そういう状況で我々としては一生懸命やったということ。あえて付け加えるとしたしましては、実は、この事業というのは、鳥取県がやっておりますWe Love鳥取キャンペーンという事業と相乗効果を狙ってセッティングしたという部分も実はあります。鳥取県のほうも実は正月の多客期については必要ないだろうということで、対象期間を外していたというような状況がありまして、これを継続してGo Toトラベルキャンペーンの停止に伴って事業計画を変えて停止して停止期間を止めて通しで実施するというようなことをやるかやらないかというような判断をされていて、その実施のいかんによってその制度設計を変えなければならないというような状況もありました。そういった中で、日程も見ながらぎりぎりの対応でやらせていただいたということはぜひ御理解いただきたいと思います。以上です。

**○田村委員長** 土光委員。

**○土光委員** 今の答弁を聞いてもやはりこの専決処分の理由としては、179条1項に私は逸脱というか、しているのではないかというふうにやはり思います。それからもう一つ重要なこと、緊急を要する、市民にとって大きな影響がある事業だからこそ、議会で議論が必要だというふうに思います。その辺の議会で議論をするというのは公の場で市民に開かれたところで、そして市民の意見を踏まえて議論する。そういった場を専決処分というのはなしにしてまず決めてしまうという、ある意味で例外的なやり方、それが179条なので、これの適用というのは、私は慎重に考えるべきだというふうに思います。

次に行きます。この実際、専決処分されました。この事業期間は12月28日から1月11日、予算は3,700万を計上、というそういった内容の専決処分です。これ実際、もう事業期間が終わりました。今の時点でのこの事業に関しての実績を伺います。

○**田村委員長** 岡文化観光局長。

○**岡文化観光局長** 事業の実績でございますけども、1月末現在の実績といたしましては、利用人数が約7,000人、利用金額は約1,720万円でございます。

○**田村委員長** 土光委員。

○**土光委員** 金額は約1,700万といたしましたね。

○**田村委員長** 岡文化観光局長。

○**岡文化観光局長** 約1,720万円でございます。

○**田村委員長** 土光委員。

○**土光委員** これは元々専決処分で決定した事業、予算額は3,700万でした。今の時点で、まだ集計最終なので、確定した数字ではないというふうに聞いていますが、約1,700万、現時点で想定した予算の半分に満たない。この辺に関して、なぜ想定した金額に実際、実績としてならなかったのか、この理由とか、実際この事業をやってみて、今の時点での結果はこのような状況、この事業に関する評価を伺います。

○**田村委員長** 岡文化観光局長。

○**岡文化観光局長** 予算の執行額については、先ほど申し上げたとおりでございます。予算額が3,700万で約5割程度の執行額という現在の事業でございますが、これは事業期間が年末年始の繁忙期でありまして、多数の宿泊客を見込んでおりましたが、丁度その時期に全国的にも、また鳥取県内、あるいは米子市内においても新型コロナウイルス感染症の状況が悪化する傾向にもあったこと、そういったこともございまして、利用者が当初の見込みを大幅に下回ったということが考えられます。そうした中でも年末年始の大事な時期にこの事業によりまして、ある程度宿泊客数の回復が図られたと、宿泊事業者の皆さんからは伺っております。

○**田村委員長** 土光委員。

○**土光委員** 実際そのコロナ禍の状況というのは、ある意味で刻一刻変わるので、想定していたことが、結果的にできなかったというのは、それはあり得ると思います。そういった状況で専決処分の想定していた額の半分以下の予算執行額であったと、一言ただ言いますけど、12月22日に専決処分がされました。専決処分をしたことに関しては、先ほど、私の考えを述べました。予算額が想定額を下回ったことに関しては、年末年始、やはり全国的なコロナ禍の状況の悪化、例えば、12月の末の時点でもそういった、これは鳥取県とか米子市ということではないですけど、全国的な傾向で感染者が増えて、例えば緊急事態宣言が必要ではないか、そういった議論がもうされていた頃です。だからそういった意味で、先ほどのことに少し戻りますけど、こういった事業に関してきちっと議会で公の場で、そういったことも含めて私は議論が必要ではなかったかというふうに思います。

次に行きます。次は、議案第3号、補正予算補正第14回の中の事業の米子に泊まろう！宿泊割引キャンペーン事業、これについてお伺いします。この事業は、今回の予算に関する説明文を見て、はっきりしないところがあるので、その点をお伺いします。まず一つは、この事業は、米子市内の宿泊施設に泊まると宿泊料金の50%を助成するという事業ですけど、まず対象者は誰、対象者は資料には明確に書かれていないので、対象者に関してお伺いします。

○**田村委員長** 岡文化観光局長。

**○岡文化観光局長** 本事業の対象者でございますが、これは新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐという観点から米子市民のみを対象として事業を開始したいというふうに考えております。ここに明確に対象を示しておりませんのは、今後、新型コロナウイルス感染症の状況によっては、対象範囲を以前ありましたように、鳥取県民、島根県民というような範囲内で、状況に応じて拡大していくようなことも考えておまして、こういう形になったものでございます。

**○田村委員長** 土光委員。

**○土光委員** この事業の実施期間は、どのように考えていますか。

**○田村委員長** 岡文化観光局長。

**○岡文化観光局長** 本事業の実施期間でございますけども、議決後に速やかに事業を開始したいと考えておまして、宿泊施設等との調整等を考えまして、最短の開始日が2月5日ということで設定をしております。終了日につきましては、年度末の3月31日を予定しているものでございます。

**○田村委員長** 土光委員。

**○土光委員** この事業の対象者は、今の状況からまず米子市民を対象でスタートする。状況によって、それを広げていくことも考えている。例えば、どういった状況で範囲を広げる。その辺はどのように考えているのでしょうか。

**○田村委員長** 岡文化観光局長。

**○岡文化観光局長** 必ずしも一つの要素だけで決めるというものではございませんけれども、例えば、鳥取県で考えますと、コロナ警報、あるいは注意報とかといったような、段階的な警報が発せられますので、そういった状況を参考にしながら、あるいは、全国的な発生状況、島根県の状況、そういったものを加味しながら検討していきたいと、判断していきたいというふうに考えております。

**○田村委員長** 土光委員。

**○土光委員** 例えば状況の一つの指標として、鳥取県のコロナに関する警報、今、例えば今日の時点では、鳥取県の東部、中部、西部、があって、西部に関しては警報が出ていない。警報の3種類あって、注意報、警報、特別警報、この3つがあります。中部は警報が出ている状況、東部に関しては注意報が出ている状況、これらがどういう状況になれば、県に、例えば、今の対象は米子市民に限定しているけど、例えば鳥取県民とか、というふうにどういう警報の状況になれば、どういうふうにするかというのは、現時点で、その辺は決めているのですか。お考えをお聞かせください。

**○田村委員長** 岡文化観光局長。

**○岡文化観光局長** スタートの段階では、一番安心・安全面という意味で市民を対象、米子市内限定ということですけども、あとは次の段階としましては、今一つ指標をおっしゃいました県のコロナ警報等の指標でございますね。そういったものを参考にしながら、少なくとも警報というものが出ないような状況というのが、拡大するに当たっては必要ではないかなというふうに考えております。ただ、指標のみでこうなったからすぐこう変えるんだということではなくて、全体的な状況とかその内容等も検討しながら、考えていきたいというふうに思います。

**○田村委員長** 土光委員。

○**土光委員** コロナ禍だからどういう状況になるか分からないということで、今、西部に関しては警報が出ていない状況、この事業は平たく言えば、4人以内なら宿泊して、宿泊するというのは飲食を伴いますから、飲食を伴う宿泊をして宿泊業者を応援しましょう。行政もバックアップしますよという、そういった事業だというふうに私は理解しています。どういう状況だったら広げるかというのは、今のお考え、逆に、今、西部には警報が出ていませんけど、状況によって、例えば、注意報とか、警報とか、特別警報が出ることも当然想定されます。その場合は、この事業はどのようなふうになりますか。

○**田村委員長** 岡文化観光局長。

○**岡文化観光局長** 先ほど、拡大の方向ということでお話をさせていただきましたけども、逆にそういった形で感染が拡大してきた場合、そういったときには、例えば、米子市に警報なり特別警報なりが出たといったようなことがあれば、もちろん、停止とか休止とか、そういったことも含めまして、必要な対応を検討していきたいと考えております。

○**田村委員長** 土光委員。

○**土光委員** 西部に、今米子市と言ったんですけど、県の場合は、多分、東・中・西部という区分けでやっているのではないかと考えているんですが、西部に警報とか、特別警報が出るとこの事業はいったん中断するのですか。

○**田村委員長** 岡文化観光局長。

○**岡文化観光局長** 当初のスタートの段階では、米子市内、市民の皆さんだけが対象ということを考えておりますので、米子市の状況がどうかということの一つ基準にしたいと考えております。例えば、鳥取県に広げたとして、鳥取県の県内の状況がどうなのかという判断にはなろうかと思いますが、今の段階では米子市が対象ですので、米子の状況を基に検討したいと考えております。

○**田村委員長** 土光委員。

○**土光委員** 私が質問したのは、鳥取県で西部という区分けで、警報とか特別警報が出た場合、この事業は一旦中断というか、するのですかというふうに聞いたのですが、今の答弁は米子市の状況を見て判断する。だから必ずしも機械的に、例えば、西部に関して、警報、特別警報が出たから機械的にその段階で中断する。というふうには必ずしもならない。あくまでも米子市の状況を見てという考え方でしょうか。

○**田村委員長** 岡文化観光局長。

○**岡文化観光局長** 県西部のというのも一つの目安ですけども、基本的には米子市内の状況がどうなのかということを加味して検討したいというふうに考えております。ただもうそこでこれが出たからもうすぐにやるんだとか止めるんだとかということではなくて、総合的な状況を見ながら、最終的な判断をしたいと考えております。

○**田村委員長** 土光委員。

○**土光委員** 分かりました。それからこういった4人以下という限定つきだけど、飲食を伴う宿泊と、こういう言い方をしているのか悪いのかとか分からないけど、実際そうですから、この対象の宿泊施設、当然感染防止対策はきちっとやるべきことはするというのが前提だと思います。これは米子市として宿泊先、その感染防止対策がきちっとやられているかどうか、これはどういった形で確認をするのでしょうか。

○**田村委員長** 岡文化観光局長。

**○岡文化観光局長** 例えば、宿泊施設につきまして、皆生温泉エリアでは、今、鳥取県が設定しております安心観光飲食エリアということで、旅館や飲食店等におきまして、新型コロナウイルス感染症対策を徹底しております、その点検などもしているという状況でございます。一定水準はございます。一定水準は必ずクリアできているということでございます。そのほかの旅館・ホテルにつきましても、それに準じた形で対応しておられるというのが状況でございますので、それを徹底していきたいというふうには考えております。

**○田村委員長** 土光委員。

**○土光委員** 皆生をはじめ、それ以外の宿泊施設で感染防止対策に対応している状況だということでこの事業をする。対応している状況だというのは市として把握をちゃんとされているのですか。

**○田村委員長** 岡文化観光局長。

**○岡文化観光局長** 必ずしも全てをくまなく点検しているということはありませんけれども、状況なども聞きながら、ヒアリングなどもして実施したいというふうに考えております。

**○田村委員長** 土光委員。

**○土光委員** 私は市としてこういった事業をやる限りは、きちんと対応できているかどうかという状況の確認も市として責任をもってするということが必要だというふうに思いますので、その辺はしっかりやってください。

それからあと最後に、これは事前には言っていなかったのですが質問します。この事業の趣旨は、そういった宿泊施設が苦境に陥っているコロナ禍で苦境に陥っている宿泊事業者を応援しようということだと思えます。趣旨は分かります。これのスタートは米子市民が前提、泊まりに来るのは米子市民ですよね。この事業は米子市民にとってどういったメリットがあるというふうにお考えですか。

**○田村委員長** 岡文化観光局長。

**○岡文化観光局長** この事業によりまして、米子市民の皆さんに取りましても、なかなか今コロナの感染状況が全国的に厳しいということもありますので、旅行にも出られないといったような中で、近隣の米子市内の宿泊施設にお泊りいただいて、日頃なかなか近場ということはないかもしれませんので、そういった近場の新しい魅力を感じていただき、またくつろいでいただくといったような効果もあると考えております。

**○田村委員長** 次に、日本共産党米子市議団、岡村委員。

〔岡村委員質問席へ〕

**○岡村委員** 日本共産党米子市議団の岡村英治です。マスクを外させて、質問をさせていただきます。

菅首相は昨日、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部の会合を開き、これまで東京都など11都府県に、今月7日まで発令中の緊急事態宣言を、栃木県を除く10都府県で来月7日まで1か月間延長することを決めました。また、昨日は、コロナによる全国の死者数が119人と過去最多を更新した、このように報じられており、コロナ禍の影響はとどまるところを知りません。今回は、地域経済へ打撃を与えていることに対してどう行政として取り組んでいくのか、そういった観点から何点か質問いたします。

1年近くにも及ぶコロナ禍で、地域の中小・商工業者の経営は、大きな売上げの落ち込

みに見舞われて、倒産、廃業も全国的にも相次いでいます。東京など緊急事態宣言が発出されていますが、感染が比較的強く抑えられている山陰地方でも客足が遠のいた、こういうふうには業者から悲鳴が上がっています。宣言の影響は及んでいます。しかし、宣言対象地域では、実施されている国からわずかとはいえ、補償がありますが、鳥取県内ではありません。住民の生命、財産を守る地方自治体として国に声を上げながら、独自の支援策を講じる必要があると考えます。そこで伺いますけれども、まず第一に、飲食関連事業者応援給付金事業についてです。昨年、コロナ禍で影響を受けた市内の事業者に対して、給付金が支給されました。その事業概要と支給実績について伺います。

○**田村委員長** 杉村経済部長。

○**杉村経済部長** 昨年6月から実施しております米子市事業継続応援給付金事業についてでございますが、まず事業概要といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年中の1月でも売上高が前年同月の売上高に比しまして30%以上減少している市内の中小・小規模事業者を対象として給付金を支給するものでございます。原則といたしまして、1事業者当たり10万円としておりますが、国、県などから外出の自粛を呼びかけられた施設を運営し、売上高が50%以上減少しておられます事業者には30万円を上乗せし、かつ同様の施設を複数運営されております事業者の方にはさらに10万円の上乗せを行い、支給しているところでございます。事業実績といたしましては、本給付金の申請受付につきましては、今月26日までとしており、事業は継続しているところですが、令和3年1月31日時点での実績で申し上げますと、件数といたしましては3,228件、支給額といたしましては4億1,710万円を支給しているところでございます。

○**田村委員長** 岡村委員。

○**岡村委員** 今実績をお伺いしたということになりますけれども、次に今回の飲食関連事業者応援給付金事業について、その事業概要について伺います。

○**田村委員長** 杉村経済部長。

○**杉村経済部長** このたびの飲食関連事業者応援給付金の事業概要についてでございますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大第3波におきまして、売上に多大な影響を受けておられます市内飲食店及びその関連事業者に対しまして、事業継続を応援する給付金を支給するものでございます。対象といたしましては、令和2年12月または令和3年1月の売上高が前年同月に比しまして50%以上減少しておられます市内の中小・小規模事業者で飲食店を運営されておられます事業者には1店舗当たり10万円、飲食店へ食料品やリネン、割り箸などの消耗品を販売、貸与する事業者の方には1事業者当たり20万円を支給するものでございます。

○**田村委員長** 岡村委員。

○**岡村委員** 次に、今回は支給対象を飲食関連事業者に限っているということになりますけれども、なぜ飲食関連だけに限定したのか。その理由について伺います。

○**田村委員長** 杉村経済部長。

○**杉村経済部長** 支給の対象を飲食関連事業者に限定した理由についてでございますが、年末年始にかけまして発生いたしました境港市及び本市における飲食店でのクラスターの発生以降、市内の飲食店、特に夜間営業を主としておられます飲食店には、客足が一気に途絶えまして、繁忙期にもかかわらず売上高が激減し、多くの店舗が休業せざるを得ない

深刻な状況になっております。このままでは事業継続が困難となる事業者が続出すると  
の飲食業界からの強い声もございまして、飲食関連事業者には再度支援する必要があると判  
断したところでございます。

○**田村委員長** 岡村委員。

○**岡村委員** 今、飲食業者だけに限定したということについての説明を受けたわけですが  
ども、市内の飲食関連事業者が大きな影響を受けているのは分かります。昨年6月から取  
り組まれた事業継続応援給付金の支給実績では、先ほどの答弁でもありましたように件数  
で全体3,228件のうち飲食業は613件で、約5分の1になっています。また支給金  
額で全体が4億1,710万円で、そのうち飲食業が1億3,840万円となり、約3分  
の1ということです。こうした支給実績から見れば、その他の多くの業種でも影響を受け  
ているのではないかと、こういうふうには私は推察いたします。そういった点も今後考慮に  
入れた支援策をぜひ講じていただきたい。このことを強く要望しておきたいと思ひます。

次に、1店舗につき10万円を支給、対象店舗数を750、こういうふうには想定してお  
られますけれども、その算出根拠について伺います。

○**田村委員長** 杉村経済部長。

○**杉村経済部長** 算出の根拠についてでございますが、まず1店舗につき10万円にした  
ことにつきましては、既に実施しております米子市事業継続応援給付金の基本金額と同額  
としたところでございまして、対象店舗の見込み数につきましては、同事業継続応援給付  
金の給付実績を基に推計したところでございます。

○**田村委員長** 岡村委員。

○**岡村委員** この事業について、最後の質問になりますけれども、この12月から1月にか  
けて売上げが前年同期比で5割以上減少した中小・小規模事業者が対象ということになっ  
ていますが、12月だけ、もしくは1月だけ、5割以上減収となった。こういった事例は  
該当するのかなどお伺いします。また、昨年の給付は3割以上の減収となった事業  
所が対象となっていたはずですが、今回も減収の範囲を昨年同様の3割以上に広げることは  
考えなかったのか、5割以上とした理由について伺います。

○**田村委員長** 杉村経済部長。

○**杉村経済部長** 給付対象要件に対するお尋ねでございます。まず、売上げの対象のその  
月につきましては、令和2年12月または令和3年1月のいずれかどちらかの月が1月で  
も前年同月比で50%以上減少した場合として考えているところでございます。また、売  
上げが50%以上の減収とした理由についてでございますが、飲食店等の事業継続が困難  
な危機的な状況の判断基準として売上げの50%として設定したものでございます。

○**田村委員長** 岡村委員。

○**岡村委員** 50%と設定したということについて、事業継続が困難な危機状況の判断基  
準としたということですが、しかし、いろいろ業者の方に聞きますと、やはり50%  
にはならないけれども、4割減、やっぱり厳しい状況というのはあるわけです。そういった  
点もぜひ今後考慮に入れていただきたいというふうには要望したいと思ひます。そして、せ  
っかくあった事業者に対する国の支援策も打ち切れようとしております。なりわいが継  
続できるよう支援を引き続き継続するようぜひ国にも強く求めていただきたい。このこと  
は要望しておきたいと思ひます。

次に、米子に泊まろう！宿泊割引キャンペーン事業について、お伺いします。この事業については、先ほど土光委員のほうから質問がありまして、かぶる部分は省略させていただきます。そこで1点ほどお伺いしたいというふうに思います。この事業について、専決処分となった補正第12回についての実績について答弁があったわけですが、その事業では宿泊料金の20%を助成し1人当たりの上限額を5,000円とし、1日当たり750人の利用を見込んでいる。こういった事業でした。今回は宿泊料金の50%、上限額は同じ5,000円となり、利用も1日当たり70人と設定しています。この前回と今回との違いをつけた理由について伺います。

**○田村委員長** 岡文化観光局長。

**○岡文化観光局長** 前回は行った宿泊応援キャンペーンと今回との違いということでございます。まず割引率についてでございますが、まず20%から50%に引き上げた理由といたしましては、専決処分で行った宿泊応援キャンペーンにつきましては、鳥取県のWe Love鳥取キャンペーンと時期が重なるということから併用を前提とした利用を想定し割引率を20%に設定したものでございます。今回はWe Love鳥取キャンペーン等が実施されない状況の中で米子市のみの助成となるということをご想定しまして、また、対象範囲も米子市民として開始するということから割引率を50%と設定したものでございます。利用見込み人数につきましては、専決処分で行った事業につきましては、対象が鳥取・島根両県民であり、かつ、年末年始の繁忙期ということもございましたので、1日750人という想定をしておりましたが、今回は米子市民のみを対象としたというようなことございまして、これまでの事業実績等などによりまして70人という設定をしたものでございます。

**○田村委員長** 岡村委員。

**○岡村委員** 分かりました。ぜひ、この事業の実施によって人の往来が増えて感染者が新たに発生したということが起こらないよう、対象範囲を拡大するなどにも際しても慎重に事業を執行していただきたい。また、業者の方にも万全の感染対応をしていただくよう指導方ぜひよろしくお願いしたいというふうに思います。

最後に、米子城AR・VR体験環境整備事業について伺います。まず、この事業について、具体的にどういったことに取組、成果物としてどういったものが生み出され、どういった効果が期待できると考えているのか伺います。

**○田村委員長** 岡文化観光局長。

**○岡文化観光局長** 米子城AR・VR体験環境整備事業につきまして、その取組の内容、成果、効果についてでございます。本事業はAR、拡張現実や、VR、仮想現実の技術によりまして、米子城天守閣、登り石垣といった歴史的建造物、あるいは、三の丸からの眺望などのVR画像を作成いたしまして、新たな観光コンテンツの創出を図ることと併せまして、米子城城下町エリアの地図情報を使って30か所程度の観光スポットなどを掲載したスマホアプリを活用してVRの可視化と新型コロナウイルス感染症対策の一つとしての一人でも城跡や城下町巡りなどができるようにセルフガイドツールの整備を図ることとされているものでございます。これによりまして、市民や観光客の皆様にも米子城をより親しんでいただき、城下町巡りなどを通してまちの魅力に触れていただくことで、シビックプライドの醸成や観光振興に資するものと考えております。

○**田村委員長** 岡村委員。

○**岡村委員** 次に、予算で計上されています1,819万2,000円は全額作成委託料となっています。どこにどのような発注方法で委託しようと考えているのか伺います。

○**田村委員長** 岡文化観光局長。

○**岡文化観光局長** 本事業の発注方法でございますけども、一定のこちらが望みます条件を付しましてプロポーザルを実施して委託業者を決定することを考えております。

○**田村委員長** 岡村委員。

○**岡村委員** この事業は年度内完了が見込めず繰越明許となっています。財源も国の支出金はなくすべて一般財源で賄われています。なぜ今回の補正で急いで予算計上しなければならないと考えているのか、その理由について伺います。

○**田村委員長** 岡文化観光局長。

○**岡文化観光局長** 本事業の今回補正予算で予算計上した理由でございます。一般財源での予算計上ということにはしておりますが、事業を実施する上で内容を精査いたしまして、新型コロナウイルス感染症対策といえるものにつきましては、臨時交付金の充当も考えていきたいと思っております。また本事業は、ウイズコロナ、アフターコロナを視野に入れた観光ツールの整備ということでもありますので、制作期間に少なくとも半年程度要することから、本年秋頃の運用開始を目指して、少しでも早く着手するのが望ましいと考えております。このため2月臨時会での予算上程としたものでございます。

○**田村委員長** 岡村委員。

○**岡村委員** ぜひ、こういったことを通じて、市民や観光客の方にしっかり米子城に親んでもらえるといったことに努めていただきたいというふう思います。ぜひ、総括質問では予算として計上されている何点かについて伺ったわけですけども、コロナ禍の影響が地域経済だけにとどまりません。住民の命と健康を守っていくということも地方自治体にとって重要な責務であることはいまでもありません。感染の拡大を抑えるため、鳥取県において高齢者施設や障がい者施設、保育施設など、社会福祉施設等が自主的に行う職員等のPCR検査費用の一部を助成する。補助率は2分の1です。ちゅうちよなく検査してもらうためには全額補助することが迫られてきます。国や県にそのことを求めるとともに、米子市においても上乗せできないか、早急に検討することが重要だ。このように指摘し、同時にこれから始まるワクチン接種について、速やかな接種が実施できるよう要望いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○**田村委員長** 次に、蒼生会、奥岩委員。

〔奥岩委員質問席へ〕

○**奥岩委員** 会派蒼生会の奥岩です。失礼しました。申し合わせ事項によりマスクを外させていただきます。本日は議案第3号、令和2年度2月補正予算、補正第14回について、総括質問をさせていただきます。まず今回の臨時議会で先ほど、本会議のほうで市長から提案理由の説明がございましたが、補正予算の上程となった経緯についてお尋ねさせていただきます。

○**田村委員長** 辻総務部長。

○**辻総務部長** 臨時議会での上程となりました経緯についてでございますが、国におきましても先月の28日にコロナ関連予算をはじめとする令和2年度第3次補正予算が成立し、

当初予算と併せまして、15か月予算として切れ目のない対策を講じていくこととしたところをごさいます。本市といたしましてもこの国の動きに合わせて、希望される全ての方に対して速やかに対応できますようワクチンの接種体制をいち早く整備する必要がありますと考えたところをごさいます。また、本市におきましても、年末年始の感染状況を踏まえた2度目の緊急事態宣言の発令やG・O・T・o・トラベルキャンペーンの中止、さらには、市内でのクラスターの発生状況等に鑑みまして、迅速に子育て世帯やまた地域経済への下支えが必要と判断いたしましたほか、大雪への緊急対応と併せましてこの臨時会の開催をお願いさせていただいたものをごさいます。

**○田村委員長** 奥岩委員。

**○奥岩委員** 分かりました。答弁の中でも触れておられましたけど、全国的に新型コロナウイルス感染症、通称コロナの拡大に伴う、いわゆる第3波によりまして、本市でも拡大が懸念されている中、私以外にも同僚議員の皆様もコロナ関連について、日々相談を受けているというようなことも聞いております。そんな中、当局におかれましても、このたびスピード感を持って対応されたことを評価しておりますと同時に、本年度の4月に議会側から提出させていただいた第1回の新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急申入れでも触れたとおり、引き続きスピード感を持って対応・対策をお願いさせていただきたいと思ひます。また、コロナに限らず今回緊急を要する事案について、予算措置を講じておられますが、既に本市においては、本年度14回目の補正となっております。例年を考えますと異例の回数のごさいます。今回の補正第14回の財源についても伺ひさせていただきます。

**○田村委員長** 辻総務部長。

**○辻総務部長** 補正第14回の財源についてでございますが、このたびのこの補正予算の財源は、これまでに交付決定がありました地方創生臨時交付金やがいなよなご応援基金等を活用し対応することとしているところをごさいます。

**○田村委員長** 奥岩委員。

**○奥岩委員** 特に新型コロナウイルス感染症対策につきましては、先ほども少し触れましたが、第1回の議会からの緊急申入れでも財源について、国、県の給付や補助以外にも本市単独では基金の活用をお願いしていただきましたところをごさいます。その中で先ほど御答弁にありました現時点での財政調整基金、また、がいなよなご応援基金、さらには、国からの臨時交付金、こちらなどのおおよその現時点での残高はどのぐらいなのか伺ひたいと思ひます。

**○田村委員長** 辻総務部長。

**○辻総務部長** 基金、臨時交付金の残高についてでございますが、基金のうち財政調整基金の年度末の残高見込みは、現計予算ベースで約29億1,900万円、同じくがいなよなご応援基金は約15億400万円、そして臨時交付金でございますが、これまでに約15億9,400万円の交付決定がありました。このたびの2月補正予算に充当した後の残高といたしましては約1億1,100万円でございます。ただし、この臨時交付金は今後国の3次補正によりまして、追加の配分が見込まれておりますほか、先ほど申し上げました財政調整基金は令和2年度も5億8,000万を剰余金処分ということで積立てを行ったところですが、この5億8,000万を借りずにというふうを考えておりまして、今

はまさに、この財政調整基金を取り崩して迅速にコロナ対策を打っていく局面であるというふうに考えております。コロナ対策につきましては、今申し上げました臨時交付金の追加配分やこの財政調整基金等々の財源を活用いたしまして、既に議会の皆様にも御説明はさせていただいております皆生温泉におきます下水道料金の減免や、また低所得者の方に対する水道料金の減免を一般会計で負担する部分、また、新型コロナウイルス感染症事業者支援特別対策事業におきます融資の利子補給に係る部分につきましては、利子補給は来年度以降も続くものでございますので、基金の造成を今年度のうちに行っていきたいというようなことも考えております。また、先ほど来申し上げております2月議会までの経済の下支え等の事業の今後の追加といったものも機動的に予算措置をしていきたいというふうに考えておまして、これらの財源を有効に迅速に使ってまいりたいというふうに考えております。

**○田村委員長** 奥岩委員。

**○奥岩委員** よく分かりました。引き続き今おっしゃられた等で機動的に対応していただきたいと思っておりますのでお願いいたします。特に、国からの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、こちらにつきましては、感染拡大の防止、雇用の維持と事業の継続、経済活動の回復、そして強靱な経済構造の構築の4つの観点から109種類の活用事例も明示されておりますので、今後もそちらを参考にされながら積極的な活用をお願いいたします。

さて、今回、予算を見させていただきますと、5つほど繰越明許費の予算がございますが、こちらを設定された理由について伺いたいと思います。

**○田村委員長** 辻総務部長。

**○辻総務部長** 今回の繰越明許についてでございますけれども、主なものは国の地方創生臨時交付金や国の3次補正によりますワクチン接種に係るものでございます。このようなものにつきましては、国におきましても、元々令和3年度までの事業実施、要は繰越明許を前提の制度設計がなされておりますことから、本市におきましても、本年度に交付される財源をより有効に、そして迅速に活用するため、繰越明許費を設定したものでございます。

**○田村委員長** 奥岩委員。

**○奥岩委員** 理解いたしました。最後になりますが、本会議の専決処分ではございますが、補正第12回、13回につきましても、こちらはコロナ関連の経済対策、また、自然災害について、機動的に迅速に対応していただきましたこと、市長をはじめ、委員会ですから市長はいらっしゃるんですけど、当局の皆様のスピード感を持った業務対応については、非常に評価をさせていただいております。今後もいつ起こるか分からない自然災害、そして想定外の事態、また、昨年より続いております新型コロナウイルス感染症対策につきましては、国や県の対応のみならず本市において、今回の予算化には至らなかったものですか、感染予防対策、今後のワクチン接種の対応、今回上程されていますけど、それから後の部分ですね。また、経済対策、生活支援など、まだまだ本市としての対応は必須であります。また、そのタイミングも本年度のようになかなか予測ができないものも多いと考えますので、緊急時や今般のコロナ関連事項につきましては、引き続き国、県からの強力な支援の要請を行いつつ、情報共有など、連携を図っていただきまして、都度、機動的な

予算対応をお願いいたしまして私からの質問を終えさせていただきます。ありがとうございました。

**○田村委員長** 以上で総括質問は終わりました。

分科会審査の担当部分については、お手元に配付しております予算決算委員会分科会審査担当表のとおりいたします。

分科会審査のため、暫時休憩いたします。

**午前 11 時 19 分 休憩**

**午後 2 時 15 分 再開**

**○田村委員長** 予算決算委員会を再開いたします。

議案第 1 号から議案第 3 号までの 3 件の議案については、各分科会長から特段報告すべき事項はなかったとの報告を受けております。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

又野委員。

**○又野委員**（登壇）私は、議案第 3 号令和 2 年度米子市一般会計補正予算補正第 14 回につきまして、賛成の立場ではありますが、いくつか指摘をさせていただき討論いたします。

コロナの感染拡大が進んでいます。政府は東京都など 10 都府県に対し緊急事態宣言の延長を決めました。米子市内でもクラスターが発生し鳥取県内において亡くなられた方もおられます。御悔みと御見舞いを申し上げます。そして行政職員の皆さん、医療関係者の皆さん、また、感染拡大を防ぐため懸命に働いておられる方々に敬意を表します。

今回の補正予算におきましても、新型コロナウイルスの感染拡大防止と市民の暮らし、営業を守ることが一番の課題だと考えています。その点で言えば、飲食関連事業者応援給付金事業は、米子市として事業者に対する 2 回目の直接給付金であり、コロナの影響が長引く中、大変評価できるものです。年末年始の鳥取県西部地区における飲食店でのクラスター発生によって夜の飲食店などは、春のときよりお客が来ない、という状況だと聞きます。皆さんに積極的に飲食店を利用してくださいと言える状況では今ありません。そのため、直接支援が必要とされており、飲食関係の事業者の皆さんは大変助かると思われま。ただ、前回の事業者への応援給付金のときよりもっと厳しい状況であります。支給額を増やす必要があると考えます。また、売上げが落ちているのは、飲食関係だけではなくありません。成人式が中止、延期になり美容室なども昨年と比べ大きく売上げが落ちています。6 月の臨時議会での応援給付金のように業種を限定せず、売上げが減少したところを対象にすべきです。売上げ減少の割合についても、前回の給付金は 30% 以上であったものが、今回は 50% 以上となり対象範囲が狭くなっています。売上げの減少が比較的少ないところでも、コロナの影響は長くなり苦しい状況は長期間続くことによって事業の継続が困難になっています。売上げ減少の対象範囲を広くする必要があると考えます。お隣の境港市では 2 回目の給付金も業種を限定せず売上げ減少も 30% 以上を対象としています。また、店舗数によって給付額が変わるとのことですが、1 店舗であっても店によって事業規模が異なります。本来であれば店舗数だけでなく、事業規模に合わせた給付をしていくことも重要であると考えます。基金などを使いながら今後も、コロナ対策をしていくということです。米子市民の暮らしと営業を守るため、事業者に対する給付金につきましても、対象

範囲を拡大し内容を充実する必要があると指摘しておきます。

次に、米子に泊まろう！宿泊割引キャンペーン事業についてです。第12回の補正の同事業におきましては、対象範囲を鳥取・島根両県在住者などとしていましたが、今回は米子市民限定ということです。昨年の宿泊業緊急支援事業も米子市民限定でしたが、市内の旅館では市民の方々にたくさん来ていただいてうれしかった。このような声を聞きました。米子市民限定でも効果はあると考え評価をいたします。ただ、医療従事者、介護従事者は、コロナに感染しないように職場以外での人との接触をなるべく避けるようにしておられ、家族との接触でさえも極力避けておられます。そのような方々は、私たちは使えんと言ってこれらのキャンペーンの利用をほとんどされません。医療、介護従事者のそのような状況、お気持ちを考え寄り添いながら、このようなキャンペーンを取り組んでいくことを忘れてはならないと考えております。また、今後、状況を見ながら対象地域を拡大していくということです。人の移動が感染を拡大することは、皆さん御承知のとおりです。対象地域の拡大については、急ぐことのないよう慎重の上にも慎重を期していただきますようお願いいたします。

最後に、PCR検査に対する取組についてです。鳥取県におきまして、先日、高齢者施設、障がい者施設、保育施設などの社会福祉施設等で職員が自主的にPCR検査を受けた場合、費用を半額補助することとなりました。高く評価するところです。ただ、ちゅうちょなく検査を受けてもらうためには、費用負担をやはりなくすことが必要です。また、それぞれの施設の職員だけでなく利用者や医療機関への検査費用の補助も必要です。そのことを日本共産党米子市議団は米子市にも要望しておりますが、そのような事業はまだありません。鳥取県内でも琴浦町などは医療、介護施設の関係者に対し定期的なPCR検査を実施しておられます。社会福祉施設や医療機関では感染防止のため神経をすり減らして業務を行っておられます。少しでも安心して働いたり、施設利用をしてもらうためには、職員、利用者の定期的な検査が必要です。ワクチン接種も始まろうとしています。それを待つのではなく、米子市でも検査費用の負担をなくす取組が早急に必要であるということをご指摘いたしまして討論を終わります。

**○田村委員長** 以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○田村委員長** ほかにないものと認め、討論を終結いたします。

これより3件の議案を順次採決いたします。

初めに、議案第2号及び議案第3号の2件の議案を一括して採決いたします。

2件の議案について、それぞれ原案のとおり承認及び可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○田村委員長** 御異議なしと認めます。よって、2件の議案はそれぞれ原案のとおり承認及び可決すべきものと決しました。

次に、議案第1号、専決処分について、令和2年度米子市一般会計補正予算補正第12回を採決いたします。

本件について、原案のとおり承認することに賛成の委員の起立を求めます。

[安達委員、石橋委員、伊藤委員、稲田委員、今城委員、岩崎委員、遠藤委員、岡田委員、岡村委員、奥岩委員、尾沢委員、門脇委員、国頭委員、戸田委員、中田委員、西川委員、前原委員、又野委員、三嶋委員、矢倉委員、安田委員、矢田貝委員、渡辺委員]

○**田村委員長** 起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり承認すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

これをもちまして、予算決算委員会を閉会いたしました。

**午後 2 時 2 5 分 閉会**

米子市議会委員会条例第 2 9 条第 1 項の規定により署名する。

予算決算委員長 田 村 謙 介